

令和6年10月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

令和6年10月28日 開会

令和6年10月28日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和6年10月28日（月曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を変更する件
- 日程第9 議案第11号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第10 議案第12号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第11 議案第13号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第14号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第14 委員会提出議案第1号  
秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（20名）

1番	佐藤哲治	2番	安井和則
3番	小野正伸	4番	武田晋
6番	佐藤一夫	9番	小林悟
10番	古谷武美	11番	堀部壽
12番	宮崎信一	13番	黒沢龍己
14番	目時重雄	15番	伊藤秀明
16番	佐々木文明	18番	堀内満也
19番	渡邊彦兵衛	21番	齋藤多聞
22番	高橋浩人	23番	森元淑雄
24番	中村房司	25番	佐々木修

欠席議員（5名）

5番	小松穂積	7番	関厚
8番	湊貴信	17番	田川政幸
20番	畠山菊夫		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	松田知己
代表監査委員	小野昌樹	事務局長	小川宏人
事務局次長 兼会計管理者	本戸幸治	総務課長 兼会計室長	米谷裕二
業務課長	石井中		

議会担当職員出席者

議会書記	館岡賛	議会書記	黒川さやか
------	-----	------	-------

午後3時03分開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、これから令和6年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和6年8月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

1町1村において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。大潟村長の高橋浩人議員。八郎潟町長の畠山菊夫議員、本日欠席です。よろしくようお願いいたします。

---

### 日程第1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、畠山菊夫議員は20番、高橋浩人議員は22番と指定いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、佐藤哲治議員、高橋浩人議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と

決定いたしました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

#### 日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第9号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、議案第14号「令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」までの各議案に対する、提案理由の概要説明を求めます。

穂積広域連合長。

##### 【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和6年10月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

政府は、去る9月13日、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針となる「高齢社会対策大綱」を閣議決定いたしました。この大綱では、高齢社会対策を増え続ける高齢者を支えるための取組としてだけでなく、高齢者も含めすべての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組として位置付けております。また、大綱の基本的施策に関する指針として、後期高齢者で現役並みの所得がある人の窓口3割負担の判断基準の見直しについて、令和4年10月に施行された一定以上所得のある方への2割負担導入の状況などに留意しながら検討を進めるとしていることなどから、今後も国の動向を十分に注視し、市町村と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めてまいります。

さて、今議会には、条例案1件、単行案1件、補正予算案2件、決算認定2件を提案しております。

はじめに、議案第9号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、急患等で事情により資力の活用が不可能で

ある場合等に猶予の期間を延長するための規定を整備するもの及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、被保険者証が廃止されることから規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次に、議案第10号「秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を変更する件」についてであります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、規定を整備するため、秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を変更しようとするものであります。

次に、議案第11号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」についてであります。今回の補正は、特別会計における共通経費充当事業について増額補正を行うことから、その財源となる特別会計への繰出金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第12号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」についてであります。今回の補正は、郵便料金の改定により必要となる各種決定通知に係る通信運搬費、広域連合事務局内の情報系ネットワークのセキュリティ強化を図るための基盤導入などのシステム管理費及び支払基金へ拠出する出産育児支援金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第13号「令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。歳入では、予算現額5億9,156万4千円に対し、決算額は5億9,019万8,977円で、予算現額に対する収入率は、99.8%であります。歳出では、予算現額5億9,156万4千円に対し、決算額は5億4,198万2,056円で、予算現額に対する執行率は、91.6%であります。この結果、歳入歳出差引残額は、4,821万6,921円であります。

次に、議案第14号「令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」についてであります。本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。歳入では、予算現額1,541億8,856万6千円に対し、決算額は1,535億4,663万5,455円で、予算現額に対する収入率は、99.6%であります。歳出では、予算現額1,541億8,856万6千円に対し、決算額は1,515億2,725万8,683円で、予算現額に対する執行率は、98.3%であります。この結果、歳入歳出差引残額は、20億1,937万6,772円であります。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重し、今後とも効率的かつ安定的な

事業運営に努めてまいります。以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

---

日程第7 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

日程第8 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を改正する件

日程第9 議案第11号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件

日程第10 議案第12号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件

日程第11 議案第13号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第12 議案第14号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第9号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、日程第12、議案第14号「令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」まで、以上6件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第9号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、日程第12、議案第14号「令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」まで、以上6件を一括して議題といたします。

質疑の前に、監査委員から、決算審査の結果について、報告を求めます。小野代表監査委員。  
○代表監査委員（小野昌樹） 監査委員の小野でございます。私から、令和6年8月23日に行われました、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果の概要についてご報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算が、審査に付されました。令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。詳細につきましては、お手元にお配りしております歳入歳出決算審査意見書をご高覧願います。

以上で、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（黒沢龍己） 以上で、監査委員の報告を終了いたします。

これより議案第9号から議案第14号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第9号から議案第14号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第9号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第10号、秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部を変更する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第11号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】



○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第12号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第13号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第14号、令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13議案審議（人事案）

○議長（黒沢龍己） 日程第13、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、齋藤多聞議員の退場を求めます。

【21番 齋藤多聞議員 退場】

○議長（黒沢龍己） 本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である畠山菊夫氏が、令和6年9月23日をもって任期満了となったことから、その後任に齋藤多聞氏を選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は、人事に関することですので、直ちに採決いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第1号は同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。齋藤多聞議員の入場を許可します。

【 21番 齋藤多聞議員 復席 】

---

#### 日程第14議案審議（委員会提出議案）

○議長（黒沢龍己） 日程第14、委員会提出議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第37条第3項の規定に基づき、提出者の説明は省略いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。質疑通告等のため、暫時休憩いたします。

【午後3時23分 休憩 ・ 午後3時24分 再開】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第14、委員会提出議案第1号の議事を継続いたします。

これより、委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で、質疑を終了いたします。

これより、委員会提出議案第1号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で、討論を終了いたします。

これより、委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

---

### 広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力をたまわりますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

---

### 閉 会

○議長（黒沢龍己） この際お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和6年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉 会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員